

セルビア知的財産庁、サーチレポート制度を導入

2012年1月14日

JETRO デュッセルドルフ事務所

セルビア知的財産庁は、2011年12月27日、サーチレポート制度を導入するための特許法改正を議会が承認した旨、プレスリリースを行った。

同プレスリリースによれば、同特許法改正は特許付与手続きにおいて本質的な変更をもたらすものであり、実体審査請求がなされる前に、特許保護を求める発明に関して最先端技術を構成する国内および外国のデータベースのサーチレポートを出願人に提供することがセルビア知的財産庁に義務付けられる。これにより、出願人は、実体審査への費用を支払う前に特許取得の可能性を評価する機会を得る上に、特許取得の可能性を向上させるためにサーチレポートに基づいて特許クレームの補正の決定をすることとなる。また、サーチレポートは、潜在的な投資家に対して特許取得の可能性に関する情報を提供するものでもあるため、発明の産業上の実施に対しても貢献する。

さらに、新たな重要な点は、特許権侵害の手続を行う裁判所は、セルビア知的財産庁の最終決定が行われるまで審理を中断しなくてはならないという義務を規定している点であり、同規定により、特許付与されていない（特許出願が公開されているが審査が行われていない）権利の侵害に関して、裁判所が判決を下すことを回避することができる、このような場合には、セルビア知的財産庁は至急特許出願を審査する権限を持つ。同様に、特許出願に基づく権利に起因して市場検査や税関によって手続きが開始されているときは、市場検査や税関の要請により特許出願を至急審査することができる。

セルビアは、2010年10月1日に欧州特許条約（EPC）に加盟した38番目の締約国であると共に、EU加盟交渉開始を目指した取組も進めているところであり、2011年-2015年の知的財産発展戦略を策定するなど、EUや欧州特許庁（EPO）からの支援も受け、積極的な取組が行われている。

－ セルビア知的財産庁のプレスリリースは、以下参照 －

[NEW PATENT LAW ADOPTED](#)

－ セルビア知的財産庁とEPOとの協力については、以下参照 －

[PRESIDENT OF THE EUROPEAN PATENT OFFICE IS VISITING REPUBLIC OF SERBIA](#)

－ セルビアの知的財産発展戦略についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[セルビア知的財産庁、2011-2015年の知的財産発展戦略を公表](#)

(以上)